

成年後見制度の利用促進に 関する取組について

—令和4年4月以降—

令和6年8月
法務省民事局

- 1 成年後見制度の見直しに向けた検討状況**
- 2 後見制度支援信託・支援預貯金の普及等**
- 3 成年後見制度の利用促進**
 - * 周知・広報**
 - * 適切な運用の確保に関する取組**

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討状況

令和4年6月 **成年後見制度の在り方に関する研究会**で論点の整理等に関する議論を開始

- 主催：公益社団法人商事法務研究会
- 委員：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体
- 関係省庁：法務省、厚生労働省、最高裁判所

令和6年2月 **成年後見制度の在り方に関する研究会**（第22回会議）において議論の結果をまとめた研究会報告書の取りまとめ

同月 法務大臣から**法制審議会**に対して成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

→法制審議会民法（成年後見等関係）部会設置

4月～ **法制審議会民法（成年後見等関係）部会**において調査審議が行われている

- 部長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
- 委員・幹事等：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体、関係団体、家庭裁判所判事、厚生労働省、最高裁判所、金融庁ほか

2. 後見制度支援信託・支援預貯金の普及等

- 令和5年1月、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金の導入状況等について情報共有を行った。
事務負担やシステム面での負担、費用対効果といった導入に向けた課題が挙げられたが、導入に向けて検討している金融機関が存在することが確認できた。
- 今後、金融機関において、関係省庁等と連携しながら、具体的な運用の仕組みについて検討するなどして対応。

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報①

○ 任意後見制度に関するリーフレット・ポスターの作成

任意後見制度に関するリーフレット及びポスターを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布した。

- ・リーフレット（R4年度：658,500部、R5年度：767,200部）【参考1】
- ・ポスター（R4年度：7,750部）

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット・ポスターの作成

成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット及びポスターを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、中核機関、公証役場等に配布した。

- ・パンフレット（R4年度：658,500部、R5年度：770,500部）【参考2】
- ・ポスター（R5年度：7,820部）【参考2】

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報②

○ 成年後見制度に関する周知用動画の作成（R4年度）

成年後見制度に関する周知用動画を作成し、YouTube法務省チャンネルにおいて公開

○ 任意後見制度に関する周知用動画の作成（R5年度）

任意後見制度に関する周知用動画を作成し、YouTube法務省チャンネルにおいて公開【参考3】

○ 成年後見制度に関するインターネット広告の実施

以下のそれぞれの期間において、インターネット広告を実施

- ・ R4年度：令和4年11月から令和5年2月まで

※ 検索内容に応じて、検索結果の上位に法務省ホームページの関係部分を表示させるもの

- ・ R5年度：令和6年1月から2月まで

※ WEBサイトの広告枠に画像広告を表示させるもの及び検索内容に応じて、検索結果の上位に法務省ホームページの関係部分を表示させるもの

3. 成年後見制度の利用促進 ＊周知・広報③

(令和6年度の実施予定について)

- 任意後見制度に関するリーフレットの作成・配布
- 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの作成・配布
- 法務省所管の他制度と連携した周知広報
遺言書保管制度と連携し、以下の各種関連団体に対して、成年後見制度の利用促進のための周知広報への協力依頼を実施。
今後、引き続き、様々な関連団体等に対して協力依頼を試みる予定。
 - ① 日本FP協会
 - ② 全日本葬祭業協同組合連合会

任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。



以下のような事務を委任することができます。

「財産管理に関する法律行為」

- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

「身上監護に関する事務」

- 介護サービスの契約締結
- 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。
法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。



これから任意後見契約を結ばれる方

- 全国の公証役場
- <https://www.koshonin.gr.jp/list>



任意後見監督人選任手続について

- 全国の家庭裁判所

任意後見制度について

- 法務省民事局参事官室
- TEL : 03-3580-4111 (代表)



成年後見制度・成年後見登記制度について

法務省ホームページ
「成年後見制度・成年後見登記制度」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>



(令和 4 年 2 月発行)

任意後見制度を知っていますか？



法務省民事局



任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえると、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立をすることが求められます。



1

最近物忘れがひどくて、将来が不安...



2



● 任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。

● 法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

※ 任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ受任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3



4 家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。

※ 本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です。(ただし、本人が無意思表示をすることができないときは必要ありません。)

5 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、受任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。





- ・ 法定後見制度・任意後見制度・後見登記制度について、制度の概要や手続などをQA方式で説明
- ・ 任意後見制度及び後見・保佐・補助類型の事例について、メリットをわかりやすい形で説明





- ・ 成年後見制度のうち、特に任意後見制度について、制度の概要や手続などを、架空事例を用いて説明

3. 成年後見制度の利用促進

* 適切な運用の確保に関する取組①

- (1) 「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」と
- (2) 「利用状況に関する意識調査の実施」

○ 概要

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者約25万人のうち、契約締結後約3年半以上経過（※）している委任者（本人）及び受任者計約18万人に対して、令和3年度、令和4年度の2か年で実施

※ 令和3年度調査時点での経過年数（以下同じ）

- 令和3年度は約8万人（契約締結から約10年以上経過）を、令和4年度は10万人（契約締結から約3年半から約10年まで）を対象に実施

3. 成年後見制度の利用促進

* 適切な運用の確保に関する取組②

(1) 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付

- 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者に送付（令和3年12月に約8万人に、令和4年12月に10万人に送付）

任意後見監督人の選任について

任意後見契約は、御本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じるものです。

「契約の効力が生じる」とは、任意後見監督人の監督の下で任意後見人（＝任意後見契約の受任者）が任意後見契約で定められた特定の法律行為を御本人に代わって行うことが可能となることを指します。

そのため、任意後見制度を安心して御利用いただくためには、御本人の判断能力が低下した際に、御本人、受任者又は御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要となります。

御本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を検討される場合には、各家庭裁判所で行っている手続の説明・案内（「家事手続案内」）を御利用願います。

3. 成年後見制度の利用促進

* 適切な運用の確保に関する取組②

(2) 利用状況に関する意識調査（調査全体の概要）

○ 調査対象者

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者
合計約18万人（令和3年度約8万人（契約締結から約10年以上が経過した方）、
令和4年度10万人（契約締結から約3年半から約10年までの方））を対象に実施

○ 調査票回収数

全体：2万5,669人（回収率：14.3%）
※令和3年度：1万1,079人（回収率：13.9%）
令和4年度：1万4,590人（回収率：14.6%）



- ・ 制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があるため、引き続き、公証役場で任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人選任の申立てをする必要があることの丁寧な説明、関係機関と連携したリーフレット・ポスターなどによる継続的な制度の周知が必要
- ・ 任意後見制度の見直しの検討にも活用